

伊予市役所 ☎982-1111(代)  
中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

市営住宅補欠入居者を募集します！

都市整備課(内線595)

中山地域事務所総合窓口課(☎967-1111)

双海地域事務所総合窓口課(☎986-1111)

平成19年度市営住宅補欠入居の希望者を、次のとおり募集します。今回の募集は、平成20年3月31日までの間に空家となり、入居可能となった住宅が対象となります。

■募集対象住宅

○本庁地区

鳥ノ木団地・新川団地・安広団地・鹿島住宅

○中山地区

竹之内住宅(3戸)・寺尾団地・豊岡団地・門前住宅(3戸)・泉町団地・門前団地「特公賃」ほか

○双海地区

夕やけ団地(2戸)・双海団地・星住宅・あかね団地(1戸)・二瀬団地・清流団地「特公賃」(1戸)

※( )は、1月末現在の空戸数

■家賃

入居者の所得や対象住宅の立地条件、規模、経過年数などに応じて決定します。

■入居申込資格

○市内に住所又は勤務場所を有する方  
○地方税等を滞納していない方

○現に同居又は同居しようとする親族のある方(条件により単身者も可)

○所得が公営住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円以下の方)、ただし、特定公共賃貸住宅にあつては、特定優良賃貸住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円を超える方)

○その他、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に適合する方

■選考方法

伊予市営住宅管理条例に基づき選考します。(母子・高齢者・心身障害者世帯等については、優遇措置があります)

■申込受付期間

2月13日(火)～21日(水)、8時30分～17時30分(土・日曜日を除く)

住まいは生活のよりどころです。  
住宅の家賃は、納付期日までに、  
きちんと納めましょう！

平成19・20年度

競争入札参加資格審査申請書の受付について

企画財務課(内線563・564)

市が発注する建設工事、物品購入等の競争入札(見積)に参加を希望される方は、必要書類を添えて期限内に申請を行ってください。

■申請期間

2月1日(木)～3月10日(土)(必着)

■提出書類

申請書、登記簿謄本、納税証明書ほか  
詳しくは、伊予市ホームページ

(<http://www.city.iyoshime.jp/>)又は、企画財務課までお問い合わせください。

■提出先

伊予市総務部企画財務課  
(〒799-3193、伊予市米湊820番地)

こんにちは  
人権擁護委員です

宮内幹男さん・藤本友良さんの任期満了に伴い、1月1日付けで、次の方が新しく人権擁護委員に委嘱されました。



武市 正彦さん(下吾川)  
☎982-0230



西山 一幸さん  
(中山町出瀨)  
☎967-1638

**期限内に正しい申告を  
市県民税の申告は3月15日(木)までに！**

**税務課 (内線531〜534)**

市県民税の申告は、平成19年度分の市県民税、国民健康保険税を計算するための大切な資料となりますので、3月15日(木)までに申告をお願いします。

申告期間中は、非常に混み合います。申告書を郵送で提出することもできますので、ご利用ください。

**国保加入者も必ず申告を！**

国民健康保険税の計算には、前年の所得の申告が必要です。国民健康保険に加入している方は、前年中にまったく所得がなかった場合や、所得が遺族年金や障害年金のように市県民税では非課税となる所得のみの場合にも必ず申告してください。

申告のない場合は、国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなくなります。必ず期間内に申告をしてください。

**65歳以上の方は：**

老年者控除の廃止や公的年金の所得計算方法の変更、老年者非課税措置の段階的廃止により市県民税が課税される場合がありますが、所得控除等(医療費控除、社会保険料・生命保険料・損害保険料

	内容	説明
<b>申告が必要な方</b>	次の条件に該当する方 ○平成19年1月1日現在で市内に居住している方 ○下の申告義務の免除に該当しない方	申告が不要な方(確定申告書を提出した方を除く)も、医療費控除等各種の控除を受けようとする場合は申告してください。
<b>申告が不要な方 (申告義務免除)</b>	給与所得者 ※平成18年中の途中で退職し、再就職していない方は申告が必要です。	平成18年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方 給与のほかにも所得がある方は申告が必要です。
	公的年金等受給者(遺族年金や障害年金の受給者は除く) 確定申告を税務署に提出している方	公的年金等の所得のみの方 公的年金等のほかにも所得がある方は申告が必要です。
<b>申告に必要な物</b>		
○印鑑・筆記用具・電卓		
○所得計算に必要な書類 源泉徴収票…給与、公的年金等の所得 収支内訳書…上記以外(収入、経費を必ず集計しておいてください)		
○医療費の領収書 医療費控除を受ける場合に必要です。		
○保険料等の証明書 国民健康保険税、健康保険料、国民年金、生命保険料、損害保険料など ※国民年金保険料については「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。		

控除、寡婦控除などの申告により税額が軽減できる場合があります。該当する方は、申告をしてください。  
※老年者控除の廃止に伴い、寡婦控除が適用できる場合があります。  
※寡婦控除とは、夫と死別後、再婚していない場合、又は、離別後再婚しておらず扶養親族がいる場合に適用できる所得控除です。

**所得税の確定申告も**

**3月15日(木)までに！**

平成18年分の所得税の確定申告も、2月16日(金)から始まります。なお、税務署の閉庁日(土・日曜日、休日等)は、相談及び申告書の受け付けは行いませんが、郵送又は税務署の時間外収受箱に投函することにより、提出することができます。  
また、松山税務署では、2月18日、25日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。

**申告書はホームページから入手**

確定申告の用紙は、税務署又は市役所に置いてありますが、国税庁ホームページからも所得税の確定申告書を作成することができます。

○国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

■市県民税の申告受付日程

受付時間／9:00～11:00、13:00～16:00

本庁地区

日	地区名	会場
<b>3月</b>		
1日(木)	森	森集会所
2日(金)	本郡・尾崎	中村地区公民館
3日(土)	中村地区(事業所得関係) (別途に案内している方)	
5日(月)	中村・三島・市場	
6日(火)	稲荷	稲荷西集会所
7日(水)	下三谷	下三谷集会所
8日(木)	上三谷	上野地区公民館
9日(金)	上野	
10日(土)	上野地区(事業所得関係) (別途に案内している方)	
12日(月)	宮下	宮下集会所
13日(火)	八倉	八倉中央集会所
14日(水)	本庁地区全域	伊予市市民会館
15日(木)		

日	地区名	会場
<b>2月</b>		
14日(水)	事業所得関係	さざなみ館
15日(木)	(別途に案内している方)	
16日(金)	灘町・湊町	
17日(土)	年金所得関係 (別途に案内している方)	伊予市市民会館
19日(月)	米湊	
20日(火)	下吾川(鳥ノ木・新川を除く)	
21日(水)	新川	上吾川集会所
22日(木)	鳥ノ木	
23日(金)	上吾川	大平地区公民館
24日(土)	大平地区(事業所得関係) (別途に案内している方)	
26日(月)	平岡・大平	唐川 ふれあいプラザ
27日(火)	鵜崎・両沢・唐川	
28日(水)	三秋	

双海地区

日	地区名	会場
<b>2月</b>		
16日(金)	高野川・小網	双海地域事務所
17日(土)	年金所得関係 (別途に案内している方)	
19日(月)	灘町・城の下	
20日(火)	両谷・久保	
21日(水)	三島・岡	
22日(木)	日尾野・粒野	
23日(金)	大栄・奥大栄	
26日(月)	高見・東峰・犬寄	
27日(火)	本郷	
28日(水)	塩屋・唐崎	
<b>3月</b>		
1日(木)	双海地区全域	双海地域事務所
2日(金)		
5日(月)	本谷・石久保・関住・ 富岡・日喰	下灘 コミュニティ センター
6日(火)	奥東・奥西・池ノ久保	
7日(水)	上浜・下浜	
8日(木)	本村・富貴・松尾・ 壺神・満野空・満野浜	双海地域事務所
9日(金)	双海地区全域	
12日(月)		
13日(火)		
14日(水)		
15日(木)		

中山地区

日	地区名	会場
<b>2月</b>		
16日(金)	柚之木・大矢	中山地区公民館 (保健センター 講義室)
17日(土)	年金所得関係 (別途に案内している方)	
19日(月)	坪井・野中	
20日(火)	栗田2・栗田3・東町	
21日(水)	泉町1・泉町2・添賀	
22日(木)	泉町3・泉町4	
23日(金)	豊岡1・豊岡2	
26日(月)	栃谷・障子ヶ谷・重藤	
27日(火)	影之浦・小池	
28日(水)	山口・柿谷・犬寄	
<b>3月</b>		
1日(木)	村中・中替地・影浦	中山地区公民館 (保健センター 講義室)
2日(金)	源氏・赤海・安別当	
5日(月)	日浦・梅ノ木・坪ノ内	
6日(火)	榎峠・竹之内・長沢団地	
7日(水)	日南登・平村	
8日(木)	上長沢・梅原・永木	
9日(金)	門前・漆	
12日(月)	福住・福岡・高岡	
13日(火)	下長沢・福元・平沢	
14日(水)	中山地区全域	
15日(木)		

裁定請求書の事前送付について

保険年金課（内線547）

年金は、受給資格を満たしたからといって、自動的に受けられるわけではありません。初めて年金を受けるときには、受給者となる本人が、年金を受けるための手続き（裁定請求）をしなければなりません。そのときに必要となる届出書が「裁定請求書」です。この届出書を社会保険事務所などで受け取り、必要事項を記入の上、提出します。

しかし、自分で請求することを知らなかったり、忘れていたりするケースが少なくありません。そうしたことから、社会保険庁では、年金請求者の利便を図り、また、裁定請求漏れを防ぐために、社会保険業務センターが管理している年金加入記録により、老齢基礎年金の受給要件が確認できた方に対して、年金加入期間等をあらかじめ印字した「裁定請求書」を年金支給開始年齢に達する3か月前に、本人宛に送付しています。

送付対象者は、年金の受給資格があり、60歳および65歳で受給権が発生する方です。また、「裁定請求書」には、基礎年金番号・氏名・生年月日・性別・住所・年金加入履歴があらかじめ印字されています。

内容をよく確認して、裁定請求する際に活用してください。

【送付対象者】

- ・60歳の3か月前に送付される方（昭和22年1月2日以降生まれの方）
- ・65歳の3か月前に送付される方（昭和17年1月2日以降生まれの方）

※「裁定請求書」は、3か月前に送付されますが、裁定請求書の提出日、および戸籍謄本・住民票等の発行日については、受給権発生日（誕生日の前日）以降になりますので、お間違えのないようご注意ください。

※60歳で年金の受給資格が確認できない方には、裁定請求の案内（はがき）が送付されます。

■問い合わせ

保険年金課、又は、松山西社会保険事務所 ☎92515105

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
2	3(土)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
	4(日)	佐伯工業所 灘 町	983-1244
	10(土)	(株)佐々木工業所 湊 町	983-0450
	11(日)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268
	12(月)	豊田設備 下吾川	982-6867
	17(土)	(有)二宮水道工業 下吾川	983-2819
	18(日)	友澤設備 大 平	982-1381
	24(土)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	25(日)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
3	3(土)	未来設備 尾 崎	983-5282
	4(日)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

- 中山地区 (有)升田金物店 ☎967-0067  
 (有)田中興業 ☎967-1317  
 (株)中山建設 ☎967-1035  
 (有)栄電機設備 ☎967-1318
- 双海地区 藤岡工業(株) ☎986-0350

= 市内の交通事故状況 =

(12月末日現在)

	12月	累計	前年比
発 生	18件	245件	-19件
死 者	0人	3人	- 5人
傷 者	29人	320人	-15人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(12月末日現在)

	12月	累 計	前年比
侵 入 盗	4 件	166 件	+65 件
自 動 車 盗	0 件	4 件	- 2 件
オ ー ト バ イ 盗	0 件	7 件	-22 件
自 転 車 盗	2 件	52 件	-48 件
車 上 ね ら い	3 件	33 件	-13 件

安全は一人ひとりの意識から  
 安心は人のつながり地域から



皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。  
平成18年中の火災発生・救急出場状況報告

伊予消防署 ☎ 982-0657

■火災発生状況

平成18年中における市の火災件数は17件、損害額は54,043千円でした。

平成17年中と比較すると、件数は6件、損害額は521,727千円と大幅な減少となっております。また、出火原因は、こんろ・ストーブ・たばこなどとなっております。これらは、ちよつとした油断や不注意から発生しています。自分たちの命や財産は、まず、自

分たちで守るといふことを心がけ、火災予防に努めましょう。

■救急車の出場件数

平成18年中の救急車の出場は、1,823件で1,785人を搬送しました。これは、市民の約22人に1人が利用したことになります。救急車は、だれでも要請さえすれば利用することができますが、中には「救急車で病院に行くと、早く診てもらえる。」と思っ

ては細心の注意を払っていることが分かります。お仙とは、重次の長男である仙千代のことで、重次が40歳を過ぎたときに生まれた大事な跡取りのため、大変気にかけていました。また、馬は戦に欠かせないもので、時には人の命より大事にしていました。以上のことから、この手紙は、自分がいない家の留守を気遣ったものと思われる。

救急車に頼らなくても良かったと思われる軽い症状や、急を要する病気ではないが、この病院に行けば良いか分からないので呼ぶ方が多くみられるため、出場件数増加の原因になっていきます。生命にかかわる傷病者の搬送に支障をきたす恐れもありますので、緊急性のない軽いけがや、病気の時などは利用を控えるなど、119番通報する前に、家用車やタクシーが利用できないか、今一度検討してみてください。

消防豆知識

戦場から送られた

「火の用心」

二筆啓上火の用心

お仙泣かすな馬肥やせ

これは、徳川家康の家臣であった本多作左衛門重次が、長篠の戦いの戦場から妻に送った手紙です。簡潔にして要を得たこの文は、手紙文の正本として今日でもよく紹介されています。

手紙を解読すると、この時代は、今日のように消防組織や消防ポンプ車などが整備されている時代と異なるため、火の取り扱いについて

■伊予市管内の火災と救急出場件数(12月末日現在)

種別	12月分			累計(1月から)		
	火災件数	本庁 中山 双海	1 1 1	3	本庁 中山 双海	11 4 2
救急出場件数	本庁 中山 双海	126 17 18	161	本庁 中山 双海	1,364 203 256	1,823

火災・救急 → 119  
火災救急病院 案内 982-5959